

記者発表 令和3年6月22日(火)	
場所 大会議室A	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
環境部環境政策課 (電話059-229-3258)	環境政策課長 吉住 充弘
建設部津北工事事務所 (電話059-253-2271)	津北工事事務所長 倉田 智司

## 津市自治会問題に関する業務委託料損害賠償請求について

このことについて、令和3年5月21日(金)に、倉田法律事務所及び楠井法律事務所から提出された「調査実施案件 調査結果報告書」中、No.6「資源物持ち去り防止パトロールに関する事案」及びNo.11「公園管理業務委託への市職員の関与に関する事案」について、本市は損害を被りましたので、田邊哲司氏に対し損害賠償請求を行いました。その内容は、下記のとおりです。

### 記

#### 1 資源物持ち去り行為防止パトロール業務委託に係る損害賠償請求

##### (1) 概要

津市自治会問題に関する調査の結果、平成27年7月1日から令和3年2月12日までの間、相生町自治会が行っていたとされていたパトロールは、実は田邊哲司氏が相生町自治会の会長である立場を利用して、実際には相生町自治会が受託していたのではなく田邊哲司氏個人が受託していたものであって、これらパトロールを、さも相生町自治会の活動であるかのように偽装し、しかも、パトロール車両1台当たり自治会員二人一組でパトロールすることによって完全履行となるものとしていたのに、自治会員が一人で乗車したり、市職員が乗車したりして、結局、委託料総額52,845,015円(パトロール車両延べ出動台数3,419台分)を受領していた事実が判明しました。

当該委託料総額の内、パトロール車両1台当たり自治会員二人一組でパトロールすることによって完全履行となるものとしていたのに、自治会員が一人で乗車したり、市職員が乗車したりしたパトロールに対応する委託料14,628,575円(パトロール車両出動台数977台分)については、もともと、契約どおりの履行でないのに、これを秘して請求していたことにより本市が支払いを余儀なくされたもので、全額が本市の損害であり、残り38,216,440円の損害の内、田邊哲司氏の履行により、本市が支出を免れたパトロール費用(同業務量のパトロールを本市職員が実施した場合に要する経費)は23,719,378円であると見込まれ、損益相殺の対象となることから、本市は、上記の全額損害となる14,628,575円と、損益相殺した残額14,497,062円(38,216,440円-23,719,378円)の合計29,125,637円について、損害を被りました。

(2) 損害賠償請求の内容

田邊哲司氏に対し、損害賠償金として29,125,637円及び各年度に締結した各業務委託契約に係る委託料の最終支払日の当日から支払済みまでの法定利率による遅延損害金を支払うよう請求しました。

2 相生町公園清掃及び管理業務委託に係る損害賠償請求

(1) 概要

田邊哲司氏は、相生町自治会の会長である立場を利用して、平成27年度から令和2年度までの各年度において、相生町公園清掃及び管理業務委託に係る委託料を騙取する目的で、相生町自治会に本市と業務委託契約を締結させ、受託者である相生町自治会が行うべき相生町公園の除草に関する業務を発注者である本市の職員に行わせるなど、便所の清掃に関する業務を除き、相生町自治会が受託業務を実施していなかったにもかかわらず、相生町自治会に委託業務完了届及び請求書を本市に提出させ、本市から本件委託料を騙取したことにより、本市は、騙取された委託料相当額1,061,750円について、損害を被りました。

(2) 損害賠償請求の内容

田邊哲司氏に対し、損害賠償金として1,061,750円及び各年度に締結した業務委託契約に係る委託料の最終支払日の当日から支払済みまでの法定利率による遅延損害金を支払うよう請求しました。

3 事務担当

- (1) 資源物持ち去り行為防止パトロール業務委託に関すること  
環境部環境政策課（電話059-229-3258）
- (2) 相生町公園清掃及び管理業務委託に関すること  
建設部津北工事事務所（電話059-253-2271）